

那須塩原市農業委員会

第 2 3 回総会議事録

令和 4 年 5 月 2 5 日（水）

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年5月25日（水）午後1時30分～ 午後2時19分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

| | | | | | |
|---------|----|--------|----|----|-------|
| 会長 | 3 | 君島 良一 | 委員 | 12 | 藤田 一郎 |
| 会長職務代理者 | 2 | 加藤 拓央 | 〃 | 13 | 高瀬 和夫 |
| 委員 | 1 | 石崎 清 | 〃 | 14 | 室井 孝美 |
| 〃 | 4 | 松本 誠治 | 〃 | 15 | 松本 忠太 |
| 〃 | 5 | 金田 廣衛 | 〃 | 16 | 室井 孝美 |
| 〃 | 6 | 木下 久雄 | 〃 | 17 | 江連 節男 |
| 〃 | 7 | 三本木 直人 | 〃 | 18 | 槌江 栄作 |
| 〃 | 9 | 大田原 重夫 | 〃 | 19 | 島田 晴子 |
| 〃 | 10 | 田淵 徹 | 〃 | 20 | 竹村 文祥 |
| 〃 | 11 | 菊地 寿行 | | | |

4. 欠席委員：1名 8番 秋元 誠委員

5. 議事録署名人の指名：5番 金田 廣衛委員、6番 木下 久雄委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 非農地判断願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 8) 議案第8号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

| | | |
|-----------|--------|----------|
| 事務局長 | 相馬 勇 | 主事 湯田 雅泉 |
| 局長補佐兼農政係長 | 戸山 みどり | |
| 農地係長 | 佐藤 博之 | |

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

- 議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第23回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、秋元 誠委員です。
在任委員20名、出席委員19名、
過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号5番 金田 廣衛委員と、6番 木下 久雄委員を指名いたします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
- 菊地 寿行委員 議案第1号、番号1番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、5月16日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、豊岡自治公民館より北へ800メートルに位置しております。
譲受人の経営状況は、水稻19ヘクタール、デントコーン9ヘクタール、イタリアン8.9ヘクタール、ライ麦2.9ヘクタールを作付けしており、トラクター6台、ホイールローダー4台、自走式コーンハーベスター1台、サイドマニア2台を所有しています。
申請地の耕作予定は、デントコーンやイタリアンを作付けすることです。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
番号2番について、木下 久雄委員の報告を求めます。
- 木下 久雄委員 議案第1号、番号2番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、5月19日、午後4時頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、二区町自治公民館より北へ約800メートルに位置しております。
今回の申請につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの、政令で定める相当の事由の施

行令第2条第1項ハにありますとおり、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる」場合には、不許可の例外に該当します。

譲受人は申請地において、施設利用者が自立した社会生活のためのリハビリ等を目的として、現在草木が生い茂っているので、伐採後に木工細工の作業をし、畑に戻してからブルーベリー、イチゴの作付けを予定しています。

法人の定款や事業等から、申請地における耕作の事業が、社会福祉事業に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められます。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項の2、4、5号を除く各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員 議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、5月14日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立大貫小学校より東へ約300メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、自作地284アール、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、椿を植える予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第2号、番号1番について報告します。

申請地で、宅地への進入路を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約600メートルに位置しています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は申請地でしか事業の目的を果たせないため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在の自宅への進入路は、隣接土地所有者の利用する駐車場の中を通行する形状であるため、双方の車両通行の安全を考慮し、交換により新たな進入路を整備するものです。

事業計画は、申請地を宅地への進入路として利用するための内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は地下浸透処理とします。

周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月20日、午前9時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第3号、番号1番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ約900メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、市内の賃貸住宅に住んでいますが、将来の事を考え実家の近くに住宅を建築し、生活の安定を図りたいとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月23日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所本庁より西へ600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は栃木県東北地域にて、不動産売買、賃貸、仲介業を営んでおり、申請地周辺には、大型スーパーや住宅地が広がり、住環境に優れた地域であり、早期の完売が見込めることから申請地の宅地分譲を計画し、地目が農地のため申請しました。

なお、譲渡人は申請地を相続により取得し宅地として現在まで利用していましたが、今回の事業を実施するにあたり申請地が農地であることが判明しました。今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地27区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL字擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月23日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号2番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号2番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし常設審議委員会に諮問いたします。

番号3番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員 議案第3号、番号3番について報告します。

賃貸借権の設定により、事業用地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所本庁より北へ約1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、開店から38年が経過した店舗から、更なる消費者ニーズへの対応

と、事業の安定と拡大を図るため、今回の申請となったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にコンビニエンスストアの敷地を拡張する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水処理施設を設置します。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月23日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員 議案第4号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所本庁より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、5月23日、午前10時10分頃に行いました。

願い出地の現況は、宅地となっており20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第5号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号1番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第5号、番号1番について報告します。

非農地判断の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、寺子十字路より北東へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、5月23日、午前9時15分頃に行いました。

願い出地の現況は、山林となっており、現況写真が添付されています。

現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

石崎清委員 非農地判断願いについてちょっと聞きたいのですが、農業委員会に願いを出して総会で許可になれば、山林等の非農地になるという解釈で良いのでしょうか。

佐藤農地係長 非農地判断願いについては、実施要領を作成し、昨年の12月総会で、山林化している場合には運用通知に基づき、非農地証明ではなく非農地判断で実施すると決定したところです。内容としては、これまでは毎年利用状況調査で赤判定になった農地について調査研究対策委員会で調査をし、総会で非農地判断を決定していたところですが、今回のように非農地判断願いがあった場合についても判断基準は同じであります。運用通知の中にも農地の所有者から願いがあった場合にも運用通知に基づき判断するという記載があり、農業委員、推進委員3名以上で現地調査をして総会で判断して良いこととなっておりますので、今回のように願い出に基づき現地調査班で調査し、総会で判断するという流れで問題ないと考えます。

議長 ほかに、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 議案第6号について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書8ページから11ページが「利用権設定関係」の案件で13件、

合計面積は、147,368平方メートルとなります。

この内11ページの4件、20,860平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて12ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、21,361平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、

全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 （説明）

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第8号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 （説明）

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 追加資料、報告第1号「会長専決処分の報告について」をご覧ください。

1番は、県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、5条許可が1件です。

以上です。

議長 報告が終了しました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移

動)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

追加資料28ページの報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」をご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、4月の届出の受理状況につきまして、ご報告するものです。

4月は、相続を原因とした権利移動の届出を9件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第23回総会を閉会いたします。